

一般社団法人日本塗装工業会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人日本塗装工業会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、会員相互の和親協力によって建設塗装技術及び経営の進歩改善を図り、建設塗装工事業・住宅リフォーム事業の健全なる発達と建設文化の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 塗装工事に係る技術と技能の研究開発並びに指導、訓練
- (2) 塗装工事業の経営の改善、安全・環境に関する調査研究並びに指導
- (3) 塗装工事業に必要な知識、情報及び資料の収集
- (4) 塗装工事業団体の構成員に対する指導
- (5) 官公庁その他各種の団体並びに機関との連絡及び協力
- (6) 塗装工事業に関する建議及び請願
- (7) 塗装工事業に関する啓発及び普及活動
- (8) 機関誌の発行、図書出版及び資料の公開頒布
- (9) 塗装工事業に関する建設業務労働者就業機会確保事業
- (10) 塗装工事業を含めた適正な住宅リフォーム事業活動
- (11) 消費者の利益の保護に資する事業活動
- (12) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

(公告の方法)

第5条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第3章 会員

(構成員)

第6条 本会の会員は、正会員、後継会員および支店会員とし、正会員をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）」上の社員とする。

2 正会員は、次の各号に掲げる資格を有し、本会の趣旨に賛同する者とする。

- (1) 塗装工事業を営み、その技術・信用及び責任に関し、非難されることのない個人事業者並びに法人で、原則として建設業法における塗装工事の許可業者とする。

- (2) 建設塗装工事業者を構成員とする業者団体であつて、当該都道府県支部の推薦によるもの又は塗装工事業界に相当な貢献をし、本会の目的達成に寄与すると認められた塗装工事業者団体とする。
- 3 後継会員は、正会員の事業承継等、特段の事情があると認められた正会員の代表者以外の個人で、本会の趣旨に賛同する者とする。
- 4 支店会員は、すでに正会員として入会している法人の登記された支店・営業所等で、本会の趣旨に賛同する者とする。

(反社会的勢力の排除)

第6条の2

前条の規定にかかわらず、法人、個人事業者が次の各号の規定に該当する場合は、この法人の会員として入会することはできない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。）に違反したことにより、又は刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- (3) 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- (4) 暴力団員等を不当に利用していると認められる者
- (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者

(会員の資格の取得)

第7条 本会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込をし、その承認を受けなければならない。

2 団体たる会員にあつては、団体の代表者として本会に対してその権利を行使する者（1人に限る。以下「指定代表者」という。）を定め、申込まなければならない。

3 指定代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を本会宛に提出しなければならない。

(経費の負担)

第8条 本会の事業活動に経常的に生ずる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合においては、その会員に対し、あらかじめ通知するとともに、議決の前に弁明の機会を与えなければならない

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第 11 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 8 条の支払義務を 1 年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。
- (4) 支店会員において、その支店等が廃止されたとき。
- (5) 会員が第 6 条の 2 各号に該当することが判明したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 12 条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金及び会費は、これを返還しない。

第 4 章 総会

(構成)

第 13 条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第 14 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会金及び会費の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 15 条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。定時総会は、毎年 1 回、毎事業年度終了後 3 か月以内に開催し、臨時総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 16 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権数の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 17 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第 18 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(代理行使)

第 19 条 総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の委任は、出席とみなす。

(決議)

第 20 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 22 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 21 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した正会員の中から、その会議において選出された議事録署名人 2 名以上が前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役員

(役員の設定)

第 22 条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理 事 44 名以上 48 名以内

(2) 監 事 3 名以内

2 理事のうち 1 名を会長、4 名以内を副会長、1 名を専務理事、1 名を常務理事、8 名以内を常任理事とする。

3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 23 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係がある者である理

事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないものとする。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

3 会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第22条の定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

5 増員により選任された理事の任期は、在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(相談役、顧問及び参与)

第28条 本会に、相談役、顧問及び参与を置くことができる。

2 相談役、顧問及び参与は、理事会の議決を経て、会長がこれを委嘱する。

3 相談役、顧問及び参与は、重要な業務について会長の諮問に応ずる。

4 相談役、顧問及び参与は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第6章 理事会

(構成)

第29条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事の選定及び解職

2 定款の施行に必要な事項は理事会において規程等により定める。

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の議決があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を経るものとする。

2 前項の承認を受けた予算は、その理事会の直近の総会に報告しなければならないものとする。これを変更する場合も同様とする。

3 第1項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書

- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第39条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の分配)

第41条 本会は、剰余金の分配を行わない。

第9章 支部及びブロック

(支部及びブロック)

第42条 本会は、本会の目的を達成するために行う事業を円滑に推進するため支部及びブロックを設置することができる。

2 支部及びブロックの構成及び運営に関し、必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 委員会等

(委員会等)

第43条 本会の事業を推進するために必要があるときは、理事会は、その決議により、委員会等を設置することができる。

2 前項の委員会等は、次に掲げる事項を行う。

(1) 本会の業務運営の年間事業計画案を策定し、理事会に提出すること

(2) 理事会の決議に基づき事業を推進し、年度の事業成案に関する報告書を理事会に提出すること

3 第1項の委員会委員は、理事会において選任及び解任する。

第11章 事務局

(設置等)

第44条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を設置する。

3 事務局長等重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 前項以外の職員は、会長が任免する。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の会長は、多賀谷嘉昭とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第 35 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

(変更履歴)

- 平成24年4月 1日 制定
- 平成27年1月27日 一部変更(事業の目的・内容に住宅リフォーム事業、消費者保護等を追加等)
- 平成27年5月21日 一部変更(会員資格に登記された支店・営業所を明文化)
- 平成29年5月25日 一部変更(会員の種類を3種類に分け、正会員を一般法人法上の社員とする)
- 令和 3年5月27日 一部変更(反社会勢力等の排除明記等)